

## 甲府市都市計画基礎調査業務委託 特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、甲府市（以下「発注者」という。）が発注する「甲府市都市計画基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものである。本業務は、この主旨に基づき、都市の現況についての情報を収集・整理することにより、都市の将来計画の策定や都市計画の決定・変更に資するために実施するものである。

### (対象区域)

第3条 本業務の対象範囲は、甲府都市計画区域（甲府市）、笛吹川都市計画区域（甲府市）とする。

### (準拠法令等)

第4条 本業務は本特記仕様書によるほか、次の各関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）
- (3) 都市計画基礎調査実施要領（令和3年5月改定 国土交通省都市局）
- (4) 山梨県都市計画基礎調査実施要領（令和4年3月改定 山梨県県土整備部都市計画課）
- (5) 測量業務共通仕様書（令和3年10月改定 山梨県県土整備部）
- (6) 設計業務等共通仕様書（令和3年10月改定 山梨県県土整備部）
- (7) 都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン（平成31年3月国土交通省都市局）
- (8) 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（平成31年3月国土交通省都市局）
- (9) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (10) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (11) 甲府市個人情報保護条例（平成15年12月15日条例第42号）
- (12) 甲府市財務規則及び諸規則
- (13) その他関係法令等

### (作業内容)

第5条 本業務は、山梨県が定めた「山梨県都市計画基礎調査実施要領」（以下「要領」）に基づき、要領に位置づけられている調査項目（標準項目）について、調書及び図面を作成するものとする。なお、業務の実施においては、「測量業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」に準拠するものとする。

### (作業計画)

第6条 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に以下の書類を提出し承認を受けるものとする。また、その変更をしようとする時も同様とする。

- (1) 下記の事項を網羅した業務実施計画書

- ①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤照査計画、⑥打合せ計画、⑦成果品の品質確保計画、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制、⑩その他

## (2)提出書類

- ①現場代理人及び主任技術者等届、②配置予定技術者の資格証明書（写し）、③工程表

## (資料の貸与)

第7条 発注者は本業務を実施するにあたり、必要な下記資料を発注者・受注者協議の上、受注者に貸与するものとする。

- (1)平成29年度 甲府都市計画区域・笛吹川都市計画区域（甲府市） 都市計画基礎調査
- (2)その他発注者・受注者協議により必要と認められた資料

## (配置技術者)

第8条 受注者は、配置技術者として、主任（管理）技術者、照査技術者、担当技術者を定め、甲に通知するとともに、各技術者については、以下の通りとする。

- (1) 主任（管理）技術者は、測量士または技術士建設部門（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有することとし、過去に、主任（管理）技術者又は担当技術者として都市計画基礎調査の業務に携わった経験を有す。
- (2) 照査技術者は、測量士の資格を有することとする。
- (3) 担当技術者は、測量士または技術士建設部門（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有することとする。

## (疑義)

第9条 本特記仕様書の定める項目または明記なき事項に係る疑義が生じた場合には、発注者・受注者が協議して定めるものとする。

## (作業の進捗状況の報告)

第10条 受注者は、月次毎に作業進捗状況を報告し、発注者の承諾を得なければならない。また、打合せ記録簿等を作成し、発注者に提出するものとし、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正業務工程表を合わせて提出するものとする。

## (完了検査)

第11条 受注者は、本業務の完了後、主任技術者の立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 成果品について、発注者から修補及び指示があった場合は、速やかにその対応を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## (守秘義務)

第12条 受注者は、作業中に知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、作業中に生じる全ての成果を許可なく他に公表、または貸与してはならない。

## (成果の帰属)

第13条 本業務において作成された成果は、発注者に帰属するものとする。また、発注者の承認を受けずに複製したり、他に公表、貸与したりしてはならない。

## (瑕疵及び損害賠償)

第14条 完了検査終了後において、成果品に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に従い、受注者の責任において修補及び訂正を速やかに行うものとする。

- 2 受注者は、本業務実施中に第三者により受けたまたは与えた損害については、受注者の責任において処理し、これに係る費用はすべて受注者が負担するものとする。

**(履行期間)**

第 15 条 本業務の履行期間は契約締結の翌日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。ただし、令和 5 年 1 月 31 日までに、中間納品として全ての成果品を提出するものとし、発注者の確認を受けるものとする。

**(打合せ協議)**

第 16 条 打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間時 1 回、業務完了時 1 回の計 3 回を基本とするが、別途必要性がある際は、随時打合せ協議を行う。

**(成果品)**

第 17 条 「山梨県都市計画基礎調査実施要領」に基づき、図面・調書（プリントアウト及び CD-R もしくは DVD-R）を各 2 部提出するものとする。